

万葉歌の人物の特定に向けて

—佐伯赤麻呂と門部王—

竹本 晃

はじめに

『万葉集』のなかには、たくさんの人名が記されている。歌の作者はもとより、歌に関する周囲の人物の名称も、題詞や左注に見えている。それらが『続日本紀』を中心とした編纂史料で確かめられることも多く、あえて疑うようなものではない。ただ、『万葉集』以外に確かめられない人物については、実在しているとは思えど、なお一抹の不安を残す。柿本人麻呂などは、その代表的な例であろう。

とはいっても、これまで蓄積されてきた研究があるなかで、新たに編纂資料のみを用いて特定できるような人物は、今のところいない。やはり、新出土史料である木簡などに頼らざるを得ないが、木簡とて発掘調査報告書で解説が書かれるわけであるから、既存の木簡から新たな人名を特定することは難しいようと思えるかも知れない。

しかしながら、木簡が出土遺物という性格上、万葉研究（上代文学）の立場からすれば、他分野の資料という認識が今でも根強く、敬遠されるくらいがある。そのため、出土した木簡にみえる人名が、必ずしも『万葉集』にみえる人物であるか否かを検証できているわけではない。逆の立場から

もまた然りで、発掘調査報告書の解説も、万葉研究にそれほど踏み込まないのが現状である。

こうした点に鑑み、本稿は、人名の書かれた木簡と、『万葉集』に記されている人物とを照合させていく作業を行う。取り上げるのは一例で、一つは『万葉集』巻第3の404～406番歌の一群にみえる佐伯宿祢赤麻呂で、もう一つは『万葉集』巻第3の310番歌などにみえる門部王である。

この作業は、『万葉集』にみえる人物の実在性を確定させるとともに、出土文字資料と万葉の分野における相互研究の一つの方法を提示し、ひいては該当資料の増加による考察範囲の拡大をねらいとしている。

1. 佐伯宿祢赤麻呂

(1) 概要

『万葉集』巻第3の404～406番歌に、名称不明の娘子と佐伯宿祢赤麻呂との贈答歌が載せられている。

娘子、佐伯宿祢赤麻呂が贈る歌に報ふる一首
ちはやぶる 神の社し なかりせば 春日の野辺に
佐伯宿祢赤麻呂が更に贈る歌一首

(404番歌)

春日野に 栗蒔けりせば 鹿待ちに 繼ぎて行かましを
佐伯宿祢赤麻呂が更に贈る歌一首

(405番歌)

娘子が祭る 神にはあらず ますらをに つきたる神そ よく祭るべし
我が祭る 神にはあらず ますらをに つきたる神そ よく祭るべし

(406番歌)

これらの歌の贈答のはじまりがどこからなのか不明であるが、男性の誘いを女性が断るというパターンの一つであり、巧みに誘いをかわす女性のユーモアがよく表現されている。ただ、「神の社」(404番歌)「社」(405番歌)のたとえを男性の妻とみるか、女性の周りにいる男性とみるかで意見が大きくわかれしており、結論は同じでも、歌の展開はずいぶん異なっている。

娘子、佐伯宿祢赤麻呂が和ふる歌一首
我が手本 まかむと思はむ ますらをは をち水求め 白髮生ひにたり
佐伯宿祢赤麻呂が歌一首

(627番歌)

白髮生ふる ことは思はず をち水は かにもかくにも 求めて行かむ

佐伯宿祢赤麻呂が歌一首
初花の 散るべきものを 人言の 繁きによりて よどむころかも
娘子は、誘ってくる赤麻呂に対し、外見の問題を指摘し、さらりとかわ

一貫して男性の妻とみる説では、もし赤麻呂に妻がいなければ、春日の野辺に逢いに行こうものをと言う娘子に対し、赤麻呂はそれなら何度でも行きたいが妻が邪魔だと言う。またそのことをたしなめるように、娘子は赤麻呂に対し、あなたが大事にすべきは私ではなく、あなたの妻だとかわしている。

405番歌の「社」を娘子の周りにいる男性とみる説³では、404番歌で誘いを一旦かわされた赤麻呂は、娘子の周りに邪魔な男性がいること

が恨めしいと「社」を用いて逆襲した。ところが、最後はその解釈の違いを正されたうえ、完全に断られたという状況になる。

このように歌の解釈が盛んな一方で、人物の特定はまったく進んでない。娘子はともかく、佐伯宿祢赤麻呂は、巻第4の627・628番歌および630番歌にも歌を載せており、無名の人物ではない。

627番歌は、404番歌の時と同じように、『万葉集』には収録されていらない歌がまずあって、それに報えたかたちになっているところから始まる。同じく相手は名称不明の娘子である。

娘子は、誘ってくる赤麻呂に対し、外見の問題を指摘し、さらりとかわしている。しかし、赤麻呂も負けずに、娘子が提案する「をち水」さえ手に入れれば成就するのかと反撃している。その後の「下りはないが、40

4～406番歌とひじょうによく似ている。630番歌は贈答歌かどうか

は決めがたいが、恋歌であることは認められるであろう。

このように、佐伯宿祢赤麻呂について、これだけ『万葉集』に情報がありながら、『萬葉集攷證』⁽⁴⁾以来、ほとんど検討されることもなく、多くは不明の人物として片付けられてきた。『萬葉集攷證』では、積極的にはないが、『続日本紀』天平八年条などにみえる佐伯宿祢淨麻呂⁽⁵⁾（清麻呂）を「あかもろ」と読んで人物比定を行った。しかし、「清」を「あか」と訓むには無理があるとして、澤瀉注釋や西宮全注によって否定されてしまった。

一方で、大伴氏と同祖（『姓氏錄』左京神別）という理由で大伴家持と親しい間柄だったとする澤瀉注釋や西宮全注の意見も、数多いる佐伯氏すべてが当てはまりそうな内容で、答えになつていい。とはいって、多くの注釈書類が不明として片付けていることに鑑みれば、それ以上の結論はないと考えられているのであるう。

（2）未検討の木簡

ところが、出土文字資料をみると、平城京跡出土の木簡に佐伯宿祢赤麻呂の名がみられる。⁽⁶⁾しかも、このことについて、管見の限りではあるが、万葉研究の側で誰一人取り上げたものはない。人名は前掲した『万葉集』とまったく同じである。ならば、なにゆえにこれまで捨て置かれていたのか。

一つには、出土文字資料の増大による見落としが考えられる。当木簡の訛文が立てられた一九九五年の頃は、長屋王家木簡や一条大路木簡などが大量に出土した時期であり、かつ奈良文化財研究所の木簡データベースも外部公開されていなかつた。⁽⁷⁾

しかもどういうわけか、今なお「佐伯宿祢赤麻呂」で検索しても、うまくヒットしない。⁽⁸⁾氏の名称や個人名から個別に検索しないと引っかかるないのである。どのような原因でヒットしないのかわからないが、探そうと試みた人はあっても、見逃した可能性が高い。

もう一つは、関心の低さが考えられる。出土文字資料は、考古学や歴史学の分野の扱う資料だと誤解してしたり、特定の人が携わるものと考えている万葉研究者は意外に多い。しかし、人任せにしてしまうと、分量が多くなるため、見落としが出でたり、本来捉えられるべき資料の特性が捉えられないまま忘れられていくという事態に陥る。木簡データベースを活用すればよいのだが、単純な活用方法では、先述したようにうまく機能しない場合もある。

本来的には、紙媒体の各遺跡の正報告書や概報類を見るのが筋であるが、都合上、それでも木簡データベースに頼らざるを得ない場合もあるだろう。その時に、たとえば探ししたいワードが人名であるなら、氏の名称とカバネと個人名を別々に検索したり、文字一字ごとで試してみたり、データベースの情報が完全に拾えているか、複数の方法で確かめていく必要がある。このような状況のなか、今まで見逃されていたのがつぎの木簡である。⁽⁹⁾

・光光光光光□佐伯宿祢赤麻呂

・佐伯宿□伯麻呂「千字文邪員散」
縦二八■・幅二一■・厚さ五■ ○一型式

木簡は、縦が二一八ミリメートルで、やや太めに表裏一行ずつ書かれている。下部に折れはないので、文は完結しているとみるべきである。「光」

の習書から始まり、背面の佐伯の個人名を記したところまでが同筆で、「千字文」以下は別筆である。

連続する「光」については、千字文にも用いられる文字ではあるが、一文字だけでは千字文の一部を抜き書きしたかどうかまでは判断できない。別筆の部分は、千字文の書き出し部にあたり、よく見られる試し書きの事例である。「邪」は「勅」の誤りであろう。

さて、ここに「佐伯宿祢赤麻呂」と「佐伯宿□ 伯麻呂」の名がみられる。後者の空白一文字分は、木の表面が削れていて文字の有無の判別はできないが、一連の人名と考えておく。よって、二名の佐伯氏の名が書かれていることになる。そして、この木簡を書いたのは、何らかの歴名を書いている人物か、佐伯宿祢赤麻呂か伯麻呂のいずれかと考えられる。決め手はないにせよ、本人たちの可能性も十分考慮に入れておくべきであろう。そのうえで、本木簡と『万葉集』の佐伯宿祢赤麻呂が同一人物であるかを探るためには、両者の時期の特定が必要である。

(3) 時期の特定と廃棄主体

当該木簡が出土したのは、平城京左京七条一坊十六坪の東側の、東一坊大路西側溝SD六四〇〇からで、合計八六四点(うち削屑五〇六点)の木簡が出土している。⁽¹⁾ 東一坊大路西側溝SD六四〇〇は、逆台形の幅の広い素掘溝で、幅七・五~八・六メートル、深さ一・五~一・七メートルを呈

し、約一三七メートル分の長さが検出されている。埋土は、堆積の場所によって異なるものの、大きく三時期にわかれ、堆積層は七層に区分される。七層の堆積層は、奈良時代から中世までの年代幅をもつが、奈良時代に關係するのは、最下層の第一層(褐色粗砂層)、その上の第二層(木屑層)、

そしてこれらを掘り直したあとに堆積した第四層(暗灰砂層)である。

第一層(褐色粗砂層)は、奈良時代初めから中頃の土器とともに、天平二十年(七四八)、天平勝宝七年(七五五)、天平宝字年間(七五七~七六四)の紀年名のある木簡や、国郡郷表記の荷札木簡が出土していることから、奈良時代中頃までの堆積とみられている。

第二層(木屑層)は、奈良時代後半以降の土器や、天平二年(七三〇)から宝亀三年(七七一)までの紀年名のある木簡が出土していることから、奈良時代後半以降の堆積とみられている。

第四層(暗灰砂層)は、第一から第三層を除去して掘り直す大規模な改修が行われ、その後に堆積した層で、天平宝字七年(七六三)の紀年名のある木簡や、奈良時代末から十二世紀までの土器が出土しており、掘り直したのは奈良時代末とみられている。

「佐伯宿祢赤麻呂」の木簡は、第二層(木屑層)から出土しており⁽²⁾ 上記の年代観からすれば、木簡が捨てられたのは奈良時代後半ということになる。では、万葉歌の年代の方はどうであろうか。

佐伯宿祢赤麻呂の歌を収録する『万葉集』巻第3・4の位置づけであるが、一般的には巻第1・2の拾遺にあたり、およそ天平年間の歌を中心と編まれたものと考えられている。⁽³⁾ もう少し絞れば、聖武天皇代の歌ということになるのだろうが、少なくとも奈良時代中頃を中心とした枠内で捉えられることは確かであろう。

つまり、『万葉集』に収録されている佐伯宿祢赤麻呂が詠んだ歌の年代(奈良時代中頃を中心とする時期)と、佐伯宿祢赤麻呂と記された木簡の書かれた年代(奈良時代後半)が、生存年代を考えるにあたり、おおよそ一致すると判断できる。同時代における同名人物の事例について、次章の

ような例外的なこともあるが、赤麻呂の例はカバネも一致するので、おおかた同一人物と考えて差し支えない。

つぎに佐伯宿祢赤麻呂がどのような人物かを考えるにあたり、木簡の廃棄主体（機関）を確認する。

木簡が出土した東一坊大路西側溝SD六四〇〇の西隣にあたる左京七条一坊十六坪は、四分の一を除いて発掘調査がなされている。ほぼ一坪の利用状況がわかる好例である。

遺構の変遷は六期にわかれ、当該木簡の年代観にしほれば、Ⅱ期（靈龜年間から恭仁京遷都まで）・Ⅲ期（平城還都後から神護景雲年間まで）があてはまる。十六坪の空間の土地利用は、坪内の東南部に中心施設を置き、西半に小規模な建物が展開するという空間構造をとる。Ⅱ・Ⅲ期とも、計画的な土地配置状況から、十六坪の一町分を占地する官人の宅地であろうと考えられている。⁽¹⁴⁾

一方で、八六四点出土した木簡の内容からみると、十六坪内ではなく、十六坪の近辺にある衛府の厨町のようなところから廃棄されたと推定されている。⁽¹⁵⁾奈良時代における十六坪の空間利用形態からは、一町を占有する官人（貴族）の宅地とみられるため、十六坪を衛府の厨町とは別の施設とし、木簡は十六坪近辺から流れてきたものと解釈されている。

木簡の内容は、衛府、養の荷札、松本宅、皇后宮職、式部省ないし兵部省などに関係するものがあるが、衛府と他官司とのやりとりが見られるのも含めて、衛府を主体とするものが目立つようである。とすれば、当該木簡も衛府のものである可能性が高い。

衛府関係の木簡であるとしても、宿祢のカバネをもつ赤麻呂は、養の荷札にみられる衛士や仕丁ではない。ここは衛府に勤務する官人とみるのが、

まつとも穩当な見解であると思われる。このように考えると、赤麻呂に贈る娘子の歌に「ますらをに つきたる神そ」（406番歌）や「ますらをは をち水求め」（627番歌）のように、「ますらを」が詠まれているのも、あながち衛府に勤めていることと無関係ではないのかもしれない。

以上のことから、『万葉集』巻第3の404・406・627・628・630番歌にみえる佐伯宿祢赤麻呂は、木簡にみられる人物と同一で、奈良時代中頃から後半に衛府で勤務していた官人であったと推定される。

2. 門部王

奈良時代において、同時期に二人の門部王が併存していたことは、つとめに知られている。一人は長親王の孫、もう一人は系譜不詳の人物として一般に捉えられている。以下、便宜上、前者を門部王Aとし、後者を門部王Bとする。

とりわけ『万葉集』の巻第3の310・326・371・巻第4の536・巻第6の1013番歌に名前を載せる門部王は、澤瀉久孝氏によつて、ことじとく門部王Aであることが明らかにされている。⁽¹⁶⁾まつとも巻第3の310番歌などの題詞下の注の「後に姓大原真人の氏を賜ふ」を大きな根拠としているわけだが、澤瀉氏自身、この題詞下の注を信用すればといふ条件つきでの推定であることを断つてはいる。いくつかの批判はあるにせよ、いまだこの説を超えるものはなく、現在まで通説的見解となつてはいる。

本稿も、この説を踏襲するわけだが、全体としてなお論じるべき部分もあるので、出土文字資料などを用いて、若干の追補を行う。

表1 二人の門部王の比較

和暦	西暦	門部王A	門部王B
和銅3年	710	無位→従五位下	
	711		
	712		
和銅6年	713		無位→従四位下
	714		
	715		
	716		
養老元年	717	従五位下→従五位上	
	718		
養老3年	719	従五位上伊勢国守。→伊賀・志摩の二国を管轄する按察使	
養老5年	720	従五位上→正五位下	従四位下。→大判事
	721		
	722		
神亀元年	723		
	724	正五位下→正五位上	
	725		
神亀3年	726		従四位下。→播磨国印南野行幸における造頓宮司
	727		
神亀5年	728	5月、正五位上→従四位下	
天平元年	729		
天平2年	730		
天平3年	731		正月、従四位下→従四位上治部卿従四位上、祥瑞の報告
	732		
	733		
天平6年	734	従四位下、朱雀門における歌垣御覽のうち、風流ある者の筆頭	治部卿従四位上、一切経書写の勅をうける。 写経司治部卿従四位上
	735		
	736		
天平9年	737	正月、彈正尹 12月、従四位下、→右京大夫	
	738		
天平11年	739	大原真人の姓を賜る(大原真人門部)	
	740		
	741		
天平14年	742	従四位下→従四位上	
	743		
	744		
天平17年	745	大蔵卿従四位上、卒す	
	746		
	747		
	748		
	749		
	750		
	751		
	752		
	753		
	754		
	755		
	756		
	757		
	758		
	759		
	760		
	761		
	762		
	763		
	764		
	765		
	766		
神護景雲元年	767	越中国礪波郡井山村墾田図	
	768		
	769		
	770		
	771		

(1) 二人の門部王の区別

二人の門部王を見分けるには、官職などの歴任の状況を追うことでもたい識別が可能である。表1をみると、両門部王に同じ位階の時期があり、ひじょうに紛らわしい状況ではある。しかし、門部王Bが和銅6年（七一）に従四位下を叙位され、天平三年（七三一）に従四位上で治部卿とあ

る一方で、門部王Aは和銅三年（七一〇）に従五位下をはじめて叙位され、その後、天平十四年（七四二）に従四位上を授かるまでいくつの官職を転々として、ようやく門部王Bに追いつくという二人の昇叙の違いが明瞭である。

二人の門部王が同じ位階になる時期は、神亀五年（七一八）五月から天平三年（七三一）正月までの一年半ほどと、天平十四年（七四二）四月か

ら天平十七年（七四五）四月で、それ以外においてはたいてい区別ができる。このうち後者の天平十四年から天平十七年の間は同じ従四位上であるが、門部王Aは、天平十一年（七三九）四月に高安王らとともに、天平十一年（七三八）十月二十九日の上表が認められて大原真人の姓を賜っており、人名のうえで区別ができる。また、天平十七年（七四五）に門部王Aが亡くなるので、『続日本紀』においてそれ以降となれば、確実に門部王Bとみなせる。

このように『続日本紀』上の記事は、ほとんどの場合に区別ができるが、『万葉集』にみえる門部王の区別がはっきりしない。門部王を載せるのは、『万葉集』の卷第3の310・326・371・卷第4の536・卷第6の1013番歌である。

門部王、東の市の樹を詠みて作る歌一首　後に姓大原真人の氏を賜ふ
東の　市^{ひがし}の植木^{うゑき}の木垂^{こだ}るまで　逢はず久しみみ　うべ恋^あひにけり

(卷第3の310番歌)

門部王、難波^{なにわ}に在りて、漁父^{あま}の燭光^{ともひ}を見て作る歌一首　後に姓大原真人の氏を賜ふ
の氏を賜ふ

見渡せば　明石^{あかし}の浦^{うら}に　燭^{とも}す火^の　ほにそ出^いでぬる　妹^{いも}に恋^あふらく

(卷第3の326番歌)

出雲守^{いずものかみ}門部王、京^{みやこ}を思^{おも}ふ歌一首　後に姓大原真人の氏を賜ふ
飲^お宇^うの海^の　河原^{かはら}の千鳥^{ちどり}　汝^なが鳴^なけば　我^わが佐保川^{さほ}の思^{おも}ほゆらくに

(卷第3の371番歌)

門部王の恋の歌一首
（卷第4の536番歌）

右、門部王、出雲守に任せらるる時に、部内の娘子^{おとめ}を娶^める。未だ幾だもあらねば、既に往来を絶^たつ。月を累^{かさ}ねて後に、更に愛する心を起す。仍りてこの歌を作り、娘子に贈^{おく}り致す。

九年丁丑の春正月に、橋少卿并せて諸の大夫等、彈正尹^{だんじやうのひん}
門部王の家に集ひて宴^{うたご}する歌一首
あらかじめ　君来まさむと　知らませば　門にやどにも　玉敷かまし

右の一首、主人門部王　後に姓大原真人の氏を賜ふ。
(後略)

(卷第6の1013番歌)

まずは『続日本紀』にない記載として、『万葉集』卷第3の371番歌題詞と卷第4の536番歌左注に、出雲守在任時があつたことがわかる。

536番歌は左注であるから、歌を詠んだ時期とややずれるであろうが、両歌とも「飲宇の海」から始まることで、同じ門部王とみなすのが通例である。出雲守任官の時期は、門部王Aと考える澤瀉氏によると、和銅三年（七一〇）から靈龜元年（七一五）か、養老五年（七二一）頃から天平の初め頃と候補をあげたうえで、歌の年代からどちらかと言えば後者を想定している。

歌の方では、371番歌は、出雲国府付近を横断して「飲宇の海」にそ

そぐ意宇川と、平城京を縦断する「佐保川」とを対比させ、故郷を懷かしんで詠まれた様子がわかる。この「佐保川」について、京を代表する川として詠んだとみるか、門部王自身と縁が深いとみるかであるが、310番歌にみえる東市のことを詠んだ歌と考え合わせるなら、左京城という共通性に鑑み、後者の可能性が高いとみられる。

注釈書の多くは、千鳥⁽¹⁹⁾を連想させるパターンの多い佐保川であること踏まえてか、371番歌の「我が佐保川の」に一般的な意味しかもたせない。しかし、「飫宇の海の 河原の千鳥」のみから、佐保川の千鳥を連想させる解釈には飛躍がある。佐保川は、大伴に関連して千鳥が詠まれることが多いだけあって、千鳥はもう少し川一般に詠まれており、大伴が絡まないこの門部王の歌のなかでは、千鳥から佐保川を直接連想することはできない。ましてや何もなしに、「京」から直接に佐保川を連想したりはしない。

むしろ、地名に「我」を付けるのが『万葉集』のなかで唯一の例であるなら、やはりここは愛着のもてる地を強く意識しているはずで、それは門部王自身が京において普段目にしている光景であると解釈した方がよい。佐保を居住地の一つとする大伴氏との関係者が、「佐保」の歌句を多用するように、門部王自身と「佐保川」にも何か深い関わりがあるとすべきである。⁽²⁰⁾ 素直に考えれば、左京城を縦断する佐保川の近辺に、門部王の邸宅があつたという推定が成り立つ。

さて、巻第6の1013番歌にも『続日本紀』にない任官の記載がみえる。題詞によると、天平九年（七三七）正月段階で、彈正尹を務めていたという。彈正尹の任官時期の可能性としては、彈正尹を務めていた酒部王が卒した天平二年（七三〇）十月から天平九年（七三七）十一月の御原

王の任官までの間が該当する。御原王の任官と同日、門部王Aは右京大に任命されている。すると、確実に門部王Aが弾正尹であった時期は、天平九年（七三七）正月から同年十二月までとなる。

1013番歌は、弾正尹時代に橋佐為たち諸大夫らが、門部王Aの邸宅に集まって宴をした時に詠まれた歌である。この時の歌がもう一首（1014・1015番歌）残っており、橘文成（佐為の子）や榎井王など、門部王Aの当時の交友関係が見て取れる。

残る326番歌については、難波で詠まれた歌らしいが、その時期は特定できない。難波行幸のさいの歌であろうが、いつの行幸の時かはわからない。神亀三年（七二六）の印南野行幸の時とし、門部王Bの歌とする見解も見受けられるが、積極的には言えない。門部王Bの歌と考えられない理由は、題詞下の注があるためである。ここに「後に姓大原真人の氏を賜ふ」とあることから、門部王Aに比定されることが多い。

ところで、題詞下の注に関しては、阿蘇端枝氏によると、巻第一の場合、例外なく大伴氏関係者に加えられていることから、大伴氏関係の誰かが意識的に追記したものであるという。⁽²¹⁾ 同じようなことで、表2をみると、巻第3の371番歌⁽²²⁾と巻第4の533番歌を除くすべての門部王関係歌の題詞下（1013番歌は左注下）に、大原真人であることの注記が入っていることに目がいく。阿蘇氏の指摘を参考にすると、ここにみる大原真人の記載も、同じ人の手によって加えられた可能性が高い。

おそらく当時においても、二人の門部王について混亂があった。追記を加えた人物も、加えざるを得ないような状況であったに違いない。ほかの題詞下の注のほとんどは、その人物を特定するための出自や別称などが記されている。巻第一は大伴関係であつたが、巻第三・四是それに限らない。

表2 門部王の賜姓注記写本別一覧

	元暦校本	類聚古集	紀州本	西本願寺本	備考
巻第3の 310番歌	欠巻	後賜大原真人氏	得賜姓大原真人氏也	後賜姓大原真人氏也	
巻第3の 326番歌	欠巻	後賜大原真人氏	後賜姓大原真人氏也 ※題詞冒頭の「門部王」の右肩	後賜姓大原真人氏也	
巻第3の 371番歌	欠巻	記載なし	記載なし	後賜大原真人氏也 ※注25参照	題詞に出雲守
巻第4の 536番歌	記載なし	記載なし	記載なし	記載なし	左注に出雲守
巻第6の 1013番歌 左注下	後賜姓大原真人氏也	主人内郡司後給大原真人	後賜姓大原真人氏也	後賜姓大原真人氏也	

ただし、巻をこえて記されている大原真人賜姓の注記であったが、後補の可能性が高い西本願寺本を除けば、巻第3の371番歌と巻第4の536番歌の題詞下にはない。しかしこのことは、門部王Bを示すことにはならない。536番歌の左注が歌語りとして伝説されるなかで享受され、記載されていったと考えられるなら、出雲守の門部王という固有名詞は、たいていが知っているはずである。すると、536番歌の左注に「出雲守に任せらるる時に」とあるなら、あえてどちらの門部王かを記載する必要がなかつたと考えることができる。371番歌

門部王を区別するには、臣籍の姓を賜与された「大原真人」を記すのがもつともわかりやすかった。言い換えれば、もう一人の門部王は、門部王のままで認識できたということになる。

ただし、巻をこえて記されている大原真人賜姓の注記は、西本願寺本を除けば、巻第3の371番歌と巻第4の536番歌の題詞下にはない。しかしこのことは、門部王Bを示すことにはならない。536番歌の左注が歌語りとして伝説されるなかで享受され、記載されていったと考えられるなら、出雲守の門部王といふのは、たいていが知っているはずである。536番歌の左注に「出雲守に任せらるる時に」とあるなら、あえてどちらの門部王かを記載する必要がなかつたと考えることができる。371番歌

（2）木簡にみえる門部王と一人の出自

『万葉集』以外に門部王がみえる例は、木簡や経巻などいくつかある。これまであまり検討されることのなかつた関連する四点の木簡①～④を中心における門部王は、澤瀉氏が推察した通り、すべて門部王Aとみなしうる。

このように、巻を超えて同じ形式で記される「大原真人」の賜姓注記は、同時代に生きる二人の門部王のうち、歌詠み得意とする門部王であるか否かを明確にするために記されたものであった。結果として、『万葉集』における門部王は、澤瀉氏が推察した通り、すべて門部王Aとみなしうる。

木簡① 平城宮跡出土木簡〔平城宮三の二八四九号〕 溝SD四九五一
 □五位上門部王 徒四位□紀朝臣男人 徒五位上大口



四位下と判明する⁽³⁾

①は、平城宮第三十九次調査の南北方向の溝SD四九五一からの出土で、位置は平城宮東張出部の西南隅の小子門（SB五〇〇〇）付近にある⁽²⁾。北から南に流れる溝SD四九五一は、平城宮東張出部を抜けると、宮城東面の外濠ならびに東一坊大路西側溝となる。溝の両岸には杭を打ち、側板をたてて護岸しており、側板間の幅は一・三メートル前後で、掘形の幅は三・〇～三・五メートル、深さは〇・九メートル前後とされる。

小子門（SB五〇〇〇）との関係は、溝SD四九五一が流れていた部分に、小子門（SB五〇〇〇）が建造されることとなり、それに伴って門にかかる部分の溝は埋められ、北から流れる溝SD四九五一は、門SB五〇〇〇の手前からやや西に迂回して南流させる改変を行った。そのようなことから、埋められた区間の溝SD四九五一⁽²⁾は、門SB五〇〇〇の建造に先行し、神亀年間以前という年代に絞り込まれている。

溝SD四九五一が埋められた区間の埋土からは、二七点の木簡が出土している。年紀木簡は、養老三年（七一九）から神亀二年（七二五）の間に十二点が集中しており、養老・神亀年間という年代観が与えられている。そのなかで、①の木簡については、記載内容からさらに限定することができるといふ。

木簡の状態は、左右の端は確かめられるが、上下が折れしており、中途の記載状況のうえからも、もう少し続きがあるとみられる。内容の詳細は不明だが、何らかの事業に基づく官人の歴名であることはわかる。

冒頭に「□五位上門部王」「従四位□紀朝臣男人」の名があがっているが、両者の位階の該当時期から、木簡の年代が神亀元年（七二四）二月⁽³⁾同五年（七二八）正月まで絞り込め、門部王は正五位上、紀朝臣男人は徒

神亀年間に正五位上であれば、ここにみえる門部王は門部王Aにあたる（表1参照）。門部王Aは、『藤氏家伝』（武智麻呂伝）に「風流侍従」の一人に数えられ、またつぎの天平六年（七三四）二月に行われた「歌垣」にも関連している。

『続日本紀』天平六年（七三四）二月癸巳朔条⁽³⁾

二月癸巳の朔、天皇、朱雀門に御して歌垣を覽す。男女二百卅餘人、五品已上の風流有る者、皆その中に交雜る。正四位下長田王、從四位下栗柄王・門部王、從五位下野中王等を頭とす。本末を以て唱和し、難波曲・倭部曲・浅茅原曲・広瀬曲・八裳刺曲の音を為す。都の中の士女をして縦に覽せしむ。歎を極めて罷む。歌垣を奉れる男女らに禄賜ふこと差有り。

天平六年二月に、聖武天皇は、朱雀門に御して「歌垣」をご覧になった。「歌垣」には、男女二百四十餘人と、五品已上の「風流有る者」が参加したという。そしてこの「歌垣」を取り仕切ったのが、長田王や門部王Aたちであった。頭として取り仕切ったこれらの王たちを「風流有る者」に含めてよいかはわからないが、『藤氏家伝』（武智麻呂伝）における「風流侍従」と重複しているのは、長田王と門部王Aのみである。

侍従という語は、官職の侍従のみならず、貴人に近侍すること一般を言うさいにも用いられる。しかし、ここで言う「風流侍従」の「侍従」とは、じつさいに官職としての侍従の任に付いていたことがあるゆえの呼称であろうと推定されている⁽³⁾。また、鷺森浩幸氏は『藤氏家伝』（武智麻呂伝）

に載せる「風流侍従」のうち、三名（狭井王・桜井王・石川朝臣君子）の侍従任官の重要な性を指摘し、「風流侍従」という呼称の実体性を押し進め⁽³³⁾。とすれば、門部王Aの歴任状況のなかで、養老五年（七一—）頃から天平の初め頃のどこかに出雲守任官が推定されてきたが、この期間の中に、侍従任官の余地が出てきたと言える。

ここで木簡①に立ち戻ってみたい。木簡①は、平城宮内から出土し、記載年代は神亀元年（七一四）二月～同五年（七一八）正月の範囲内である。つまり、この間の時期は、門部王Aが平城宮内にいた可能性が高いということになる。もちろん養老五年（七一—）から天平六年（七三四）まで十数年あるので、この間にその他の中央官職に就いていたことも考えられる。しかし、現在判明しているのは、出雲守と侍従のみであるから、少なくともこの二つから考えるしかない。

まず、表一を見ると、天平九年（七三七）正月には遅くとも彈正尹に就いている。天平六年（七三四）の「歌垣」における「風流有る者」が「風流侍従」と結びつけられるなら、門部王Aは、彈正尹の前は侍従であったと考えられる。出雲守は、それより前とするのが自然であり、木簡の年代と照應させると、養老五年（七一—）頃から神亀元年（七一四）二月の間の範囲のどこかに出雲守時代をあてることができる。

これらはあくまで一つの試案に過ぎないが、このように考えてよければ、門部王Aが難波で歌を詠んでいる状況（巻第3の326番歌）も、侍従時代であれば無理なく説明ができる。326番歌を印南野行幸の造頓宮司に任命された門部王Bに比定する必要もなくなるのである。

さらに、木簡①の内容について憶測すると、裏面も同筆に見え、門部王Aをはじめとする官人と多くの女性たちに関係する木簡であるとみられる。

これが文書木簡か伝票木簡なのかを形態から類推すると、その大きさから文書木簡であろうと思われるが、召喚などの支給なのはわからぬ。しかし、五位以上の人物と多数の女性たちというところから、後宮関係あるいは何らかの宫廷儀礼、そして前掲した天平六年の「歌垣」が想起される。「歌垣」には、参加者が男女とも多数あり、その関わり方も多様である。「風流有る者」もいれば女孺たちもいる。宝亀元年（七七〇）の「歌垣」では、葛井・船・津・文・武生・藏の六氏の男女二百三十人と、五位以上の官人と内舎人と女孺が参加したという。⁽³⁴⁾ 身分が限定されているわけではなさそうである。

また、木簡①の記載順であるが、正五位上門部王、従四位下紀朝臣男人、従五位上大口のように、位階の順に並んでおらず、位階の低い門部王Aが先頭に記されている。このこと、王族だから上に記載されたというより、儀礼・行事のうえで重要な職務を果たす筆頭として位置づけられたことを示唆しているのではないだろうか。『続日本記』の神亀年間には記載がないけれども、木簡①を「歌垣」に関連させて考えることも、あながち空論とは思えない。

ところで、門部王Aは、『本朝皇胤紹運録』の記載から、長親王の孫で川内王の子としてよく論じられている。しかし、天平十一年（七三九）に大原真人を賜姓される門部王の系譜を辿るために参考すべきは『新撰姓氏録』である。

『新撰姓氏録』左京皇別・大原真人条によると、「諡は敏達の孫百濟王自り出づ」とある。佐伯有清氏は、『古事記』敏達天皇段に彦人大兄の子としてみえる後の舒明と「中津王」と「多良王」のうち、「多良王」を

はまったく異なる系統であると推定した。⁽³⁸⁾

百濟王から門部王A（大原真人門部）に至る部分の血縁関係は追えないが、彦人大兄皇子に連なる王族で、天平十一年（七三九）に高安王らとともに大原真人として、後に名を残すようになる。門部王Aは、奈良時代前半の侍従のなかでも「風流侍従」とうたわれ、「歌垣」も筆頭として取り仕切り、『万葉集』にも複数の歌を残すような、高貴で文化的な素養のある人物であった。

二 門部王B

表1をみると、門部王Bは最初に從四位下を叙されていることから、親王の子であることがわかる。⁽³⁹⁾にもかかわらず、長らく系譜不明とされてきたが、醍醐寺本『諸寺縁起集』に引く『藥師寺縁起』を分析した澤田浩氏によつて、長屋王の弟であることが明らかにされた。⁽⁴⁰⁾

門部王Bは、最初の叙位以後、しばらく位階に変化はなかつたが、天平三年（七三一）によつやく從四位上となり、治部卿に任命された。そして、檀王法林寺所有の仏説七知經などの奥書によれば、天平六年（七三四）段階で、「写經司治部卿從四位上」とあり、聖武天皇勅願一切經の事務機関の統括者となつていた。以後の足取りはわからないが、門部王Bに関係する木簡が三点出土している（木簡②～④）。

木簡② 長屋王邸出土木簡〔長屋王報告・城二十三の五下〕⁽³⁸⁾
○余慶□造始カ人功給遣錢百十二文 別移務所下總稅司田邊

木簡④ 長屋王邸出土木簡〔城二十七の十七上〕⁽⁴¹⁾
○門部王
□六カ人 門部王
○九一型式

木簡②～④の出土遺構は、すべて長屋王邸の南北の溝状土坑SD四七五〇である。SD四七五〇からは、和銅三年（七一〇）から靈龜三年（七一七）の年紀木簡が出土していることから、おおよそこの範囲前後におさまると考えてよい。当然のことながら、長屋王家に関係する木簡であると記載されている門部王は、長屋王の弟の門部王Bとみなせる。

木簡②は、何らかの功銭の支給と、それとは別に、下總稅司から進上されれた常布の分配のことが記されている。これらは高市皇子の封戸からの税収と思われるが、その分配先に、長屋王家の家政機関である馬司とともに「門部王宮」がある。

「門部王宮」が長屋王邸内にあるのか邸外なのか決め手はないが、常布の動きとしては、いったん長屋王邸に入っている。寺崎保広氏は、弟の鈴鹿王が独立していることや、門部王宮が恒常的な米の支給対象になつていないことから、門部王も独立しているとみる。⁽⁴²⁾

二百常馬司給 二百五十常処々田刈
五十常門部王宮給 人功充給
縦四三五■・幅三六■・厚さ五■ ○一型式
附茨田勝五百嶋

木簡③ 長屋王邸出土木簡〔平城京〕の三〇一五号⁽⁴³⁾
○九一型式

木簡③ 長屋王邸出土木簡〔平城京〕の三〇一五号⁽⁴³⁾
○九一型式

縦四三五■・幅三六■・厚さ五■ ○一型式

附茨田勝五百嶋

□六カ人 門部王

○九一型式

木簡④ 長屋王邸出土木簡〔城二十七の十七上〕⁽⁴¹⁾

○門部王
○九一型式

縦（九九）■・幅（一九）■・厚さ三■ ○八一型式

しかし、独立しているとしても、長屋王邸を経由するのはなぜかという疑問は残る。合理的な処理の方法をとっていると考えればよいのかかもしれないが、木簡③・④の存在も合わせて考える必要がある。

木簡③は、何らかのことに関わる六人の内訳の一人が門部王であったといふものである。「門部王宮」など、場所を表す用語ならまだしも、邸外の主を内訳のなかの個人名で書くような状況は想像しにくい。

木簡④は、前後が欠けているので何とも言えないが、長屋王邸内のSD四七五〇から出土していることと、木簡の授受関係を合わせて考えた場合、邸外からもたらされたものとみるべきであろう。そうすると、「門部王」は冒頭部にあたるはずだが、その場合はすぐ下に「宮」などが来なければならない。現状では、そのことはつきとめられない。

このように、木簡②③④を解釈するにあたり、まだ「門部王宮」が長屋王邸内に置かれていた余地も残されている。門部王が独立しているか否かは、今後の課題にしておいた方がよいだろう。

さいごに、正倉院に伝わる長大な横長の布に記された「東大寺開田地図」（越中国三郡墾田野地図）（神護景雲元年十一月十六日付）の冒頭にあたる「越中國砺波郡井山村墾田地図」に門部王の名が記載されていることについて付言しておく。

「越中國砺波郡井山村墾田地図」のなかで、「井山村地」として四至記載「東岡井山 南蝮部千対地 西神窪并門部王所 北同寺地」があり、「門部王所」が井山村の西の境界の一つなっていた。そのことは、条里の界線内にも記され、西の端の列に「門部王所令賣給小長谷若麻呂」と書かれている。

この門部王がどちらの門部王かが問題である。一般的には、門部王A

（大原真人門部）が天平十七年（七四五）に亡くなることから、神護景雲元年（七六七）十一月十六日付の本図の「門部王」は、門部王Bとされている。

しかしながら、そのことを決めるのはやや早計ではないかと思われる。一つは、「門部王所令賣給小長谷若麻呂」とあることは、すでに神護景雲元年（七六七）時点で「門部王」の土地ではなかったことがあげられる。つまり、過去のことを示しているから、過去の人名を記しているのである。この南北に隣接する坪付には、「小長谷真依女治田」「小長谷家主女治田」などが並んでいる。したがって、「門部王所令賣給小長谷若麻呂」は、小長谷氏による開墾と土地の集積が行われていたなかでの記載方法とみなければならない。

小長谷若麻呂が「門部王所」を購入した時期はわからないが、その地は長らく「門部王所」であり、神護景雲元年以前のどこかの時点で、小長谷若麻呂が購入したとみられる。ただ、門部王Aとみた場合、大原真人への改姓が天平十一年（七三九）であるから、本来なら「大原真人門部」と記されるべきではないかと考えてしまう。しかしそれは、門部王がいつこの土地を入手したかにもよるわけで、改姓前からの土地であるなら、あえて変更する必要がなかつたともとれる。

門部王Aとみる余地が残されているもう一つ理由は、同じ神護景雲元年（七六七）の開田図のまとまりのなかで、井山村と南北に隣接する「伊加留岐村」の四至記載に「西恵美比多比野地・・・」とある箇所が、天平宝字三年（七五九）の「越中國砺波郡伊加流伎開田地図」では「西神窪并故大原真人麻呂地」（界線内にもあり）となっていることが関係してくる。神護景雲元年もしくはそれより数年前に、恵美比多比がこの地に進出し

てくるまでは、長らくの間、大原真人麻呂の地が伊加流伎村の西端にあつた。この大原真人麻呂は、天平十五年（七四三）に從五位下、そして式部少輔となり、天平勝宝元年（七四九）には少納言に任せられた人物で、⁽⁴⁵⁾ 血縁関係は不明であるが、門部王Aと同じ大原真人を称していることが注目される。近接する地に同じ氏族が土地をもっていることは、偶然ではないだろう。直接の契機は見いだせないにしても、門部王Bと比較するうえでは、十分な状況証拠となる。

また、亡くなつてからも「故」のように、絵図に名称が残されていることも看過できない。この地が恵美比多比の土地になるまでの間、亡くなつてからも長らく大原真人麻呂の土地であつたことを示しているからである。同じように考えれば、「門部王所」も本人が亡くなつた後に、家政機関や親族などがその地の經營を引き継ぎ、名称はそのまま残されていたとみるとことができる。天平十一年（七三九）に大原真人に改姓されたからといって、必ず以後は大原真人門部でなければならないと考える必要はない。このような理由から、越中国の東大寺領絵図に載せる「門部王」は、門部王Aとみなす余地が十分あると考える。

澤鷗氏が史料の少ないなか推定したことは正しく、『万葉集』に載せる門部王はすべて門部王Aであった。そのことは、出土文字資料を間接的な材料とし、侍従を含めた任官の状況を軸に、歌・題詞・題詞下の注・左注との関係を整理すれば、自ずとみえてくることであった。これまで紛らわしかったのは、門部王Bが万葉歌を詠んだ可能性が指摘されてきたからである。しかし、いずれの根拠も成り立たず、門部王Bに万葉歌をあてることはできない。

本稿では、それらをあらためて整理し直したに過ぎないが、万葉歌や「歌垣」との関わりから、再び木簡に戻って解釈をすすめ、「風流侍従」としての門部王の役割というものに注目した次第である。

出土文字資料のなかには、『万葉集』に掲載された人名がたくさんあるが、そのなかでもあまり具体的に検討されてこなかった佐伯宿祢赤麻呂と門部王を対象とした。

佐伯宿祢赤麻呂の木簡は、万葉研究の方で指摘すらされてこなかった資

料であるが、木簡と万葉歌の時期や、遺構の場所などの検討の結果、まず同一人物とみて差し支えないだろう。左京の七条以北のいづれかの地と推定される勤務地の衛府は、赤麻呂の歌に詠まれた舞台となる「春日野」（405番歌）にも近く、贈答歌の背景をより深められる要素を提供できた。

門部王は、同時期に一人生存し、一人（A）は歌に精通した風流侍従と呼ばれる人物で、『万葉集』に収録されている。もう一人（B）は、長屋王家木簡にみえる長屋王の弟で、聖武天皇勅願一切経の写経司を取り仕切った人物である。

木簡など、出土文字資料にみえる人名のなかで、『万葉集』にかかるものは、もちろんこれら一人だけではない。論が出尽くしたと思われがちだが、今回の例で示せたように、万葉研究の側にとって、過去の木簡を見直していく価値は十分あると思われる。

課題と展望

佐伯宿祢赤麻呂の木簡は、万葉研究の方で指摘すらされてこなかった資

注

(1)『万葉集』の訓読文は、とくに断りのない限り、小島憲之ほか校注・訳『萬葉集①～④〈全四冊〉』新編日本古典文学全集（小学館、一九九四～一九九年）を参照。

(2) 中西進『万葉集 全訳注原文付（一）』（講談社、一九七八年）、注（1）。

(3) 佐佐木信綱『評釋萬葉集 卷第一』（『佐佐木信綱全集第壹卷』六興出版部、一九四八年）、澤瀉久孝『萬葉集注釋 卷第二』（中央公論社、一九五八年、以下、本シリーズは澤瀉注釋と略す）、青木生子ほか校注『萬葉集一』新潮日本古典集成（新潮社、一九七六年）、西宮一民『萬葉集全注 卷第三』（雄山閣、一九八四年、以下西宮全注と略す）、佐竹昭広ほか校注『萬葉集（一）全五冊』（岩波書店、一〇一三年）、阿蘇瑞枝『萬葉集全歌譜義（卷第三・卷第四）』（笠間書院、一〇〇六年）。

(4) 岸本由豆流著・武田祐吉校訂『萬葉集攷證 第三卷下』古今書院、一九二五年（『萬葉集叢書』臨川書店、一九七一年復刻）。

(5)『続日本紀』天平八年（七三六）正月辛丑条など。天平勝宝二年（七五〇）十一月に、左衛士督正四位下で卒す（『続日本紀』天平勝宝二年十一月己丑条）。

(6) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報（三十一）』（一九九五年）十頁上。

(7) 奈良文化財研究所木簡データベース「更新履歴」のページ参照。外部公開は一九九九年五月一日から。

(8) 本論執筆中の二〇一六年十一月の時点では、奈良文化財研究所に問い合わせた結果、データベースに修正が加えられ、現在ではヒットするようになっている。

(9) 前掲注（6）。

(10) 東一坊大路西側溝SD六四〇〇の遺構の内容および年代観は、とくに断りの

ない限り、すべて奈良国立文化財研究所編『平城京左京七条一坊十五・十六坪発掘調査報告』（一九九七年）による。

(11) 奈良文化財研究所の馬場基氏のご教示による。

(12) 伊藤博『萬葉集の構造と成立 上』（塙書房、一九七四年）。

(13) 木下正俊『萬葉集全注 卷第四』（雄山閣、一九八三年）。

(14) 前掲注（10）書。

(15) 前掲注（10）書。

(16) 澤瀉久孝『萬葉の作品と時代』（岩波書店、一九四一年）。

(17) 「娘子」とのやりとりを事実ではないとし、本左注は、恋を主題とする歌として歌謡的に伝説・享受されていたものが、他の恋をめぐる物語の影響を受けつつ、あらたに男女の物語として解釈されたものとする説がある（新谷秀夫「門部王の『恋の歌』をよむ」『高岡市万葉歴史館紀要』第十五号、一〇〇五年）。ただし、新谷説のなかで、門部王の出雲守任官を疑うことについては首肯できない。卷第3の371番歌の題詞のレベル（個人の職位）を不用意に疑うことになれば、『万葉集』における散文の部分がすべて危うくなり、一つ一つの題詞を歴史学的に証明しなければ、題詞との関連で歌が捉えられなくなる。記載内容が重要ではないということと、記載を疑うことは同じではない。根拠があればよいが、何もないなら、あえて疑うべきではないだろう。

(18) 前掲注（16）、澤瀉注釋。

(19) 門部王の歌を分析した脇谷英勝氏や梅木裕氏は、千鳥のもつイメージや機能について、空間の移動や、視覚・聴覚にからめて考えている（脇谷英勝「万葉の『千鳥』の歌—柿本人麻呂・山部赤人・大伴坂上郎女・門部王を中心に—」『帝塚山大学人文科学部紀要』第二十二号、一〇〇七年、梅木裕「門部王京を思ふ歌（『万葉集』三七一番歌）論」「解釈」三・四月号（第五十八巻）、一〇

一二年)。

(20) 佐竹昭広ほか校注『万葉集(一) [全五冊]』(岩波書店、二〇一三年)。

(21) 脇谷氏前掲注(19)文献。

(22) 『続日本紀』天平二年(七三〇)十月内午条。

(23) 『続日本紀』天平九年(七三七)十一月壬戌条。

(24) 阿蘇瑞枝「石川郎女」(万葉七曜会編『論集上代文学 第七冊』笠間書院、一九七七年)。かつて石川郎女の題詞下注については論じたことがある(拙稿

『万葉集』にみえる石川郎女について』『万葉古代学研究所年報』第九号、二〇一一年)。

(25) 題詞下の注の記載が西本願寺本のみあるが、祖本の同じ紀州本ではなく、またそれらとは別系統の『類聚古集』にもないことからすると、371番歌の題詞下の注記は後補の可能性が考えられる。また、西本願寺本に至っても、371番歌の注記のみ「姓」がないなど、書式が異なることも後補のあらわれかもしれない。

(34) 辛卯、葛井・船・津・文・武生・藏の六氏の男女三百卅人、歌垣に供奉る。その服は並に青指の細布衣を著、紅の長紐を垂る。男女相並びて、行を分けて徐に進む。歌ひて曰はく、「少女らに男立ち添ひ踏み平らす 西の都は

万世の宮」といふ。その歌垣に歌ひて曰はく、「淵も瀬も清く爽けし 博多方千歳を待ちて 澄める川かも」といふ。哥の曲折毎に、袂を挙げて節を為す。その餘の四首は並に是れ古詩なり。復煩しくは載せず。時に、五位曰上と内舎人と女孺とに詔して、亦その歌垣の中に列らしむ。歌、数闋訖りて、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂曰下、倭懐を奏る。六氏の哥垣の人には、商布一千段、綿五十屯を賜ふ(『続日本紀』宝龜元年三月辛卯条)。

(27) 奈良国立文化財研究所編『平城宮木簡三』(一九八一年)二八四九号木簡。

(28) SD四九五一の遺構の理解は、前掲注(27)書、および同編『平城宮第37・39・40・41次発掘調査概報』(一九六七年)によった。

(29) 前掲注(27)書では、SD四九五一II区と呼称している。

(30) 前掲注(27)書。

(31) 青木和夫ほか校注『続日本紀』新日本古典文学大系(岩波書店、一九九〇年)。以下、『続日本紀』の訓読はすべて新日本古典文学大系本によった。

(32) 村山出「風流侍従—経歴の検討—」(奈良前期万葉歌人の研究)翰林書房、一九九三年、初出は一九七八年)、小野寛「風流侍従」から天平の「風流」を

考る」(万葉七曜会編『論集上代文学 第十九冊』笠間書院、一九九一年)。なお、風流侍従を含めた文化環境としての側面からの研究を、影山尚之「風流の系譜と万葉集—市原王を中心にして」(美夫君志会編『万葉集の今を考える』新典社、二〇〇九年)がまとめている。

(33) 鶯森浩幸「奈良時代の侍従」『日本歴史』第七九一号、一〇一四年。鶯森氏は、狭井王(橋佐為)あたりから、天皇の家産を管理する職を兼任するようになる侍従の位置づけの変化を指摘する。

(34) 辛卯、葛井・船・津・文・武生・藏の六氏の男女三百卅人、歌垣に供奉る。その服は並に青指の細布衣を著、紅の長紐を垂る。男女相並びて、行を分けて徐に進む。歌ひて曰はく、「少女らに男立ち添ひ踏み平らす 西の都は万世の宮」といふ。その歌垣に歌ひて曰はく、「淵も瀬も清く爽けし 博多方千歳を待ちて 澄める川かも」といふ。哥の曲折毎に、袂を挙げて節を為す。その餘の四首は並に是れ古詩なり。復煩しくは載せず。時に、五位曰上と内舎人と女孺とに詔して、亦その歌垣の中に列らしむ。歌、数闋訖りて、河内大夫從四位上藤原朝臣雄田麻呂曰下、倭懐を奏る。六氏の哥垣の人には、商布一千段、綿五十屯を賜ふ(『続日本紀』宝龜元年三月辛卯条)。

(35) 佐伯有清『新撰姓氏錄 考證篇第一』(吉川弘文館、一九八一年)。ほかに黛弘道「万葉歌人「門部王」小考」(五味智英先生古稀記念論文集刊行会・万葉七曜会編『五味智英先生古稀記念 上代文學論叢・論集上代文学 第八冊』笠間書院、一九七七年)もある。

(36) 選叙令三五。

(37) 澤田浩「薬師寺縁起」所引天武系皇親系図について』『国史學』第一四二号、

(38) 遠藤慶太「七知經(聖武天皇勅願一切経)」(上代文献を読む会編『上代写経

『識語注釈』勉誠出版、一〇一六年)。

(39) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条一坊・三条一坊発掘調査報告』長

屋王邸・藤原麻呂邸の調査』(一九九五年)三十四号木簡、同『平城宮発掘調査出土木簡概報』(一十三)「長屋王家木簡」(一九九〇年)五頁下。

(40) 奈良国立文化財研究所編『平城京木簡』(一長屋王家木簡)一(一〇〇一年)三〇二五号木簡。

(41) 奈良国立文化財研究所編『平城宮発掘調査出土木簡概報』(一十七)「長屋王家木簡四」(一九九三年)十七頁上。

(42) 奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』長屋王邸・藤原麻呂邸の調査』(一九九五年)。

(43) 寺崎保広『長屋王』(吉川弘文館、一九九九年)。

(44) 正倉院事務所編『正倉院宝物4 中倉I』(毎日新聞社、一九九四年)、東京大学史料編纂所編『日本莊園絵図聚影』(上 東日本)、(東京大学出版会、一九九五年)、同編『日本莊園絵図聚影 釈文編一 古代』(東京大学出版会、二〇〇七年)。

(45) 『続日本紀』天平十五年(七四二)五月癸卯條、同年六月丁酉条、天平勝宝元年(七四九)八月辛未条。

(46) 天平十一年にまとまって大原真人を賜姓された者たちの中に、門部王・高安王・桜井王・今城王がいる。この四人のうちでは、今城王のみ血縁関係が異なり、また位階にも大きな差がみえる。天平年間に、他三名が四位クラスであるのに対し、今城は正七位下にとどまる(天平一十年)。他方、大原真人麻呂は、天平十五年段階で從五位下に叙されており、天平勝宝元年には少納言に就く。ほかにも大原真人はいるが、三人が相次いで亡くなる天平後半から末年という定点をとれば、高安・門部・桜井を除いた大原真人なかで麻呂が突出して

〔付記〕本研究はJSPS科研費15K02220の助成を受けたものです。

いる。麻呂は、高安・門部・桜井のいずれかと血縁的に近い関係にあったのかかもしれない。なお、「古葉略類聚鈔」に『新撰姓氏録』の逸文が残っており、そこには門部王が高安王の弟となる(田中卓『新撰姓氏録の研究』国書刊行会一九九六年、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇第六』吉川弘文館、一九八三年)。